―子どもの家庭において保育を行う保育の特性からの考察―

爾 寛明*

About the professionalism of the home-visit care nursery --consideration from the characteristics of their home-visit care nursery-

Hiroaki SONO

キーワード: 在宅保育 居宅訪問型保育 家庭訪問保育 保育者 専門性

I 問題の所在

1947年の児童福祉法及び学校教育法制定以降、 日本の公的な保育の中心は、保育所や幼稚園で 行われる施設型集団保育である。それまでの日 本では、いわゆる子守奉公や乳母、行儀見習い 等の子どもの家庭で行われた個別保育は公的な 保育ではなく、民間の慣習的な制度として、存 在してきた。1947年以降も、市民の間で行われ てきた慣習的な個別保育が禁止されたのではな いので、公的な施設型集団保育と並行して子ど もの家庭で行われる個別保育は行われてきたと 考える。しかし、義務教育の9年制になり、高 校への進学率が高まった。それらにより、それ まで子守を担ってきた女子が学校に行くように なり、子守りの担い手がいなくなった。また、 日本の高度経済成長期に伴う、都市化や核家族 化等により、それまでのように地縁・血縁をベー スとしてきた子どもの家庭で行う個別保育が衰 退した。その結果、施設型集団保育が主流化した。

そのような施設型集団保育が主流となる中で、欧米型のベビーシッター事業を日本にもビジネスチャンスとして取り入れる企業も出てきた。公的な保育においては、利用出来る子どもに制限がある。また、利用時間も決められており、様々なニーズに対応できていなかった。また、グローバル化や働き方の多様化、日本人の生活時間の多様化、また、集団保育に入れることへの保護者の不安があり、このような様々なニーズにより、

それまでの公的な保育ではニーズを満たせなく なった。これにより、日本の個別保育は新たな 局面を迎えたのである。

日本の個別保育はそれまでの子守などに見ら れたように、地縁、血縁をベースにした子どもの 家庭における保育から、ニーズに合わせた、契約 をもとにした専門職が担うようになった。それが、 ベビーシッターの登場である。当時の日本でのベ ビーシッターのイメージは、子どもの家庭で保 育を行うのである。アメリカのテレビドラマに見 られるように、高校生や留学生のアルバイト的 な仕事であった。しかし、実際には、当時の日 本の公的保育の隙間を埋めるような保育ニーズ を受け止め、開拓してきたのである。したがって、 ベビーシッターという名称でありながら、その 活躍の場所は、子どもの家庭だけに限らず、送迎・ 同行保育に代表されるような、戸外や常設や臨 時の保育室の様なグループ保育に代表されるよ うな、委託を受けて行うような施設を利用した 集団保育等がある。また、対象も乳児に限らず、 幼児や小学生も含められる。したがって、ベビー シッターという名称でありながら、業務内容や 対象は多岐にわたるのである。

認定ベビーシッター資格を指定校で取得するためには、「在宅保育」という科目を履修しなければならない。「在宅保育」という名称は、公的な保育の名称ではない。全国ベビーシッター協会(現:全国保育サービス協会 ACSA)が、認

定ベビーシッター資格制度を設けた時は、協会 の研修及び試験で資格を付与されていたのであ るが、2005年に「認定ベビーシッター資格取得 指定校」制度を創設し、保育士資格を取得できる 大学、短期大学、及び専門学校(資格取得指定校) において認定ベビーシッター資格を取得できる ようにした。その時の資格のための必修科目と して「在宅保育」の設置を条件づけた。これは、 保育士資格を取得見込みの学生に対して、科目「在 宅保育」を履修すれば、卒業と同時に認定ベビー シッター資格を取得できる制度である。その際 に、基礎資格として保育士資格もしくは同取得 見込みが必要である。つまり、全国ベビーシッ ター協会の独自の研修と試験による認定ベビー シッター資格取得と本質的に異なるのは、保育士 としての勉強が修了しているということである。 したがって、保育士養成校の学生は、保育所保 育と保育についての基礎的な知識を有しており、 そこに認定ベビーシッターの知識として不足し ている部分として、子どもの家庭で行う保育と して、「在宅での保育」が必要であった。そこで、 科目名称として「在宅保育」と称したのである。 そして、現在の全国保育サービス協会への改名の 際に、「家庭訪問保育 |という名称を使用している。 これは、子ども・子育て支援法に「子どもの居 宅で行う保育」が公的な保育制度として位置づ けられることを意識しての名称変更である。なお、 イギリスでおこなわれている「チャイルドマイ ンダー」を日本でも養成している組織がいくつ かある。「チャイルドマインダー」とは、保育の 方法を指すのではなく、ベビーシッターと同じ ように、保育の名称である。チャイルドマインダー は、「少人数保育のスペシャリスト」となっている。 チャイルドマインダーの自宅や子どもの自宅に おいて保育を行うことを生業としている。従って、 チャイルドマインダーとは、子ども・子育て支 援法における 「家庭的保育 | や 「居宅訪問型保育 | をその業務としている。また、対象亭は、子供・ 子育て支援法における家庭的保育や居宅訪問型 保育のように3歳未満児を対象としているので はなく、年齢層は、乳児から小学生までをも含み、 また、子どもの条件としては、「保育に欠ける(保

育を必要とする)」ではなく、希望すれば、誰でも利用できるものである。つまり、チャイルドマインダーも家庭的保育者や家庭訪問保育と同じ領域を担っていると考える。

また、2015年から始まった子ども・子育て支援法においては、個別保育としては、地域型保育事業の中の「居宅訪問型保育」がある。その条件としては、「保育を必要とする子どもの居宅において1対1の保育を行うこと」となっている。対象は、主として3歳未満となっている。国の制度としては、本当に、子どもの家庭だけで行う保育である。

これらのことから分かるように、現在行われ ている認可外保育施設を含む施設型集団保育以 外の保育については、全てを網羅するような公 称は存在していない。しかし、ACSA の使用す る「家庭訪問保育」や、イギリスの「チャイル ドマインダー」が、公的な保育制度の隙間を埋 める名称として使われている。しかし、対象が あり、業務内容があって、そこで専門性が確定 して、従事者としての名称が確定してくる。資 格や、研修内容、体系については、その後に確 定してくるものだと考える。したがって、本来 これらを1つの専門性で取りまとめることは不 可能だと考える。名称の使われ方がいくつかあり、 その対象と業務内容が多岐に渡っている状態で は、説明をしていくことが困難である。これら の抜本的に整理して、対象と業務内容から、保 育とその従事者の名称について決めていかなけ ればならないと考える。

そこで、ここまで説明してきた保育について まとめていきたいと考える。体系としてまとめ ていくにあたり、対象、保育を行う場所、もし くはサービス、そして養成の研修内容について 考えていきたい。

まず、ここでは、全国保育サービス協会(ACSA)が使用し、子ども・子育て支援法を含めて、体系としてまとめている家庭訪問保育を利用して説明していきたい。

ACSA がまとめている家庭訪問保育の体系¹の図は次の通りである。

家庭訪問保育の体系 図1

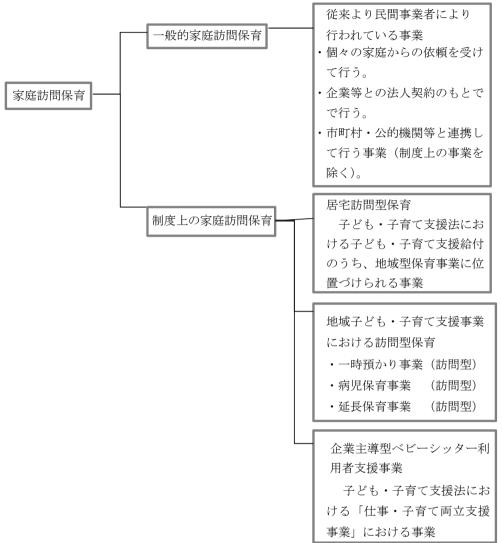


図2それぞれの事業に充実する保育者の要件

— f	一般型家庭訪問保育				
	家庭からの依頼	認定ベビーシッター、ACSA 主催の研修受講、各事業者が実施			
	法人契約	する研修受講の推奨			
	地方自治体との連携	同上であるが、自治体の方で独自の要件が場合はそれに従う			
制度	制度上の家庭訪問保育				
	居宅訪問型保育	保育士(または家庭的保育認定研修受講済み)であって居			
		宅訪問型保育基礎研修受講済み。			

研 究 紀 要 第39号

	※慢性疾患児、障害児等の対応の場合は、専門教育を受講
	する必要あり。
地域子育て・子育て支援	同上
事業における訪問型保育	
企業主導型ベビーシッタ	認定ベビーシッター、ACSA 主催の研修受講、各事業者が実
一利用者支援事業	施する研修受講の奨励

図3 履修が必要な科目 (ACSA)

	A	В	
	養成研修	現任研修	居宅訪問型保
	(初任者)	(現任者)	育基礎研修
序章			
1. 家庭訪問保育の体系と研修内容	0		
2. 保育者として身につけたい保育マインド	0		
第 I 部 居宅訪問型保育基礎研修			
1. 居宅訪問型保育の概要		0	0
2. 乳幼児の生活と遊び	0		0
3. 乳幼児の発達と心理	0		0
4. 乳幼児の食事と栄養		0	0
5. 小児保健 I	0		0
6. 小児保健Ⅱ		0	0
心肺蘇生法 (実技講習)		0	
7. 居宅訪問型保育の保育内容		0	0
8. 居宅訪問型保育における環境整備		0	0
9. 居宅訪問型保育の運営		0	0
10. 安全の確保とリスクマネジメント	0		0
11. 居宅訪問型保育者の職業倫理と配慮事項		0	0
12. 居宅訪問型保育における保護者への対応		0	0
13. 子どもの虐待	0		0
14. 特別に配慮を必要とする子どもへの対応		0	0
15. 実践演習 I 保育技術(お世話編)	0		0
16. 実践演習Ⅱ 保育技術(遊び編)	0		0
第Ⅱ部 一般型家庭訪問保育の理論と実践			
17. 一般型家庭訪問保育の業務の流れ	0		
18. さまざまな家庭訪問保育	0		

◎は家庭訪問保育者として学んでおきたい科目 "

※ ACSA のベビーシッター養成の流れとしては、最初に初任者研修を受けて、ベビーシッターの業務を行ってから、現任研修を行うのである。現任研修が修了した人から、ベビーシッター試験を受験して、合格すると認定ベビーシッター資格を取得することができる。また、資格取得認定指定校の科目「在宅保育」においは、保育士資格と合わせて、この研修項目すべてを学ぶことになる。したがって、認定ベビーシッター資格を有している人は、この A すべての研修内容を理解していることとなる。

図4 チャイルドマインダーカリキュラム (ヒューマンアカデミー) iii

教程	テーマおよび概要
	チャイルドマインディングとは
チャイルドマインダーの概念と職分	チャイルドマインダーの家庭支援 (今の保育事情を 考える)
	チャイルドマインダーの役割
	乳児のチャイルドマインディング (乳児の特性を学ぶ。事例対応ワーク)
	乳児実習(授乳や沐浴実習)
	幼児のチャイルドマインディング (幼児の特性を学ぶ。事例対応ワーク)
こどもを知る	学童児童のチャイルドマインディング (児童の特性を学ぶ。事例対応ワーク)
	モラルとルールマインディング (社会にとってのルールとモラルとは?事例対応ワーク)
	現代こども社会とその支援(こどもの取り巻く社会環境を学ぶ)
	セルフマインディング (TAテスト)
コミュニケーション	親とのコミュニケーション
	こどもとのコミュニケーション (こどもに必要なコミュニケーションは?事例対応ワーク)

研究紀要 第39号

	遊びの環境づくり (遊びの中でこどもが学ぶことは?事例対応ワーク)
	遊びの実習
	食環境づくり (食育を考える。事例対応ワーク)
健康と安全	こどもの健康管理(チャイルドマインダーができる ケアとは?)
	安全環境づくり (起こりやすい事故と予防)
	チャイルドマインディングプラン
ビジネスとしてのチャイルドマインデ イング	ビジネスプランイントロダクション
	ビジネスプラン・契約
小児救急救護法	小児救急救護法 (応急手当とケア /かかわる人の安全 /心停止の ためのCPR /AEDの操作と注意事項 /出血の コントロール/ショックの管理 /異物による気道閉 塞/重大な病気の警告兆候/重度の受傷機転 /チャ イルドケアトピックス など)

図5 チャイルドマインダーカリキュラム (新保育学会iv)

第1章	こどもの成長を支えるチャイルドマインダー			
第 2 章	現代社会の特徴と子育て環境			
第 3 章	こどもの心と能力を豊かに育むチャイルドコーチング®			
第 4 章	こどもの発達と心理 1 新生児から生後6ヶ月まで			
第5章	こどもの発達と心理 2 乳児7~12ヶ月			
第6章	こどもの発達と心理 3 1歳児から2歳児			
第7章	こどもの発達と心理 4 3歳児から6歳児			
第 8 章	こどもの発達と心理 5 学齢期			
第9章	コミュニケーション力を高める言語心理学的技法			
第 10 章	こどもの自立としつけ			
第11章	こどもの遊びと機能の発達			
第 12 章	こどもをはぐくむ楽しい遊び			
第13章	こどもとの関わりを楽しむ 実技講習			

第 14 章	気になる子供との関わり 発達障害
第15章	虐待
第 16 章	こどもの健康と症状別ケア
第17章	こどもの病気とその予防
第 18 章	こどもの怪我と事故防止-1 保育室の安全管理
第 19 章	こどもの怪我と事故防止-2 屋外での事故防止
第 20 章	こどもの怪我の応急手当
第 21 章	こどもの万が一に備える小児救急救護法
第 22 章	小児救急救護法 実技講習
第 23 章	事故防止のためのチェックリスト
第 24 章	乳児の栄養
第 25 章	離乳食
第 26 章	こどもの栄養と食事
第 27 章	こどもの食事
第 28 章	調理室の衛生管理法
第 29 章	乳児ケアの実践法
第 30 章	乳児ケア 実技講習
第 31 章	保育活動計画と一日の保育活動
第 32 章	信頼を生む保護者とのコミュニケーション
第 33 章	ビジネスとしての保育提供-1
第 34 章	ビジネスとしての保育提供-2

図1、2より分かることは、体系としての区分は、公的制度と私的な活動であり、そこには、私的な活動は、保育ニーズに基づいて行われてきた保育サービスであり、公的制度は、子どもの家庭において行われる保育であるということである。公的制度については、補助金を使用することになるので、法律上の制限が入るため、その対象や条件などについて細かく決められている。

民間事業者が使用する家庭訪問保育という名称は、必ずしも家庭で行われている保育ではない。一方で、ACSAが分類する制度上の家庭訪問保育は、子どもの家庭において行う保育である。したがって、これは保育を行う場所と合致するので、家庭訪問保育と呼ぶことはできる。これより、家庭訪問保育の対象やその定義付けにおいて不確定であり、制度上および民間の保

育サービスをひとまとめにして家庭訪問保育と 称するのであれば、家庭訪問保育自体に一つの まとまりがあるとは考えられない。また、図2 でも分かるように、家庭訪問保育者に求められ る要件は、大きく変わるものではない。そして、 図3.4.5でも分かるように、養成課程におい ても施設型集団保育を担う保育士を養成する保 育士養成課程と大きく変わるものではないこと が分かる。このような曖昧な状態では、家庭訪 問保育を行う保育者に深い専門性が求められて いるとは言い難い。家庭訪問保育が日本の保育 の一翼を担うためには、それに従事する保育者 の専門性が確立していなければならない。した がって、その専門性を考えていかなければ、施 設型集団保育とは一線を画していくことができ ないと考える。

Ⅱ 研究の目的

用語の混乱を避けるために、「研究の目的」においては、幼稚園、認定こども園、及び認可保育所で行われている保育を除く、子ども・子育て支援法に示されている家庭的保育や居宅訪問型保育、そして、民間のベビーシッターやチャイルドマインダー等の保育サービスを含む保育全般を「家庭訪問保育」とし、その従事者を「家庭訪問保育者」としておくことにする。ただし、これは、確定した名称ではない。

保育所保育指針の中間とりまとめ(厚生労働 省)の「(4)保護者・家庭及び地域と連携し た子育て支援の必要性の(保護者と連携した「子 どもの育ち | への支援) | に次のように書かれ ている。「3歳になるまでに質の高い保育を受 けた子どもは、そうでない保育を受けた子ども に比べて、知的能力と言語発達とで差が見られ るが、その影響の度合いは保育施設よりも家庭 の影響が大きい。」このようなことから、3歳 になるまでに子どもは質の高い保育を受けるこ とが望ましいことが分かる。このことは、保育 所保育のみに与えられている課題ではなく、す べての子どもが享受できるようにしなければな らないこととして、保育士のみでなく、すべて の保育を担う人にも付与されている責任である と考える。

また、「(5) 職員の資質・専門性の向上 (専 門性の向上と新たな課題への対応)」に次のよ うに書かれている。「保育士は、子どもの保育 や家庭での子育ての支援に関する専門職とし て、保育所保育における中核的な役割を担うこ とが制度的に認められており、的確な子どもの 理解、専門的知識・技術の向上や倫理観に裏付 けられた判断・対応が常に求められている。保 育指針においても、保育士の専門性において担 うべき保育の内容を明示しておくことが重要 である。」このことにから、保育所保育士には、 その専門性において担うべき保育の内容が明示 されている。同じく、「また、子どもや子育て を取り巻く環境が変化する中で、様々な困難を 抱えた家庭・子どもへの対応にあたり、それぞ れの背景のアセスメント、関係職種や機関との 連携を行うなど、保育所に求められる支援機能 は多様化・複雑化している。こうしたことに伴っ て、保育士には、より高度の専門性が求められ るようになってきている。」このことより、保 育所保育士には、高度の専門性が求められるよ うになっていきている。このような保育所保育 指針には、①高い質の保育が求められている。 ②高い質の保育を行うためには、保育の内容を 明示する。③高度の専門性が求められている。 ということがわかる。しかし、一方で、家庭訪 問保育及び家庭訪問保育者は、問題の所在の中 でも説明したように、名称の定義自体が曖昧で あることから、その専門性についての検討がな されていないと考える。家庭訪問保育も保護者 に代わって子どもの保育を担う存在であること から、保育所保育士と同じ質の高い保育を提供 する義務があると考える。しかしながら、その 名称と業務に対してのイメージが離れており、 体系としての分類も、保育サービスによる分類 になっており、根本的な名称を含めて考えるに 至っていない。このような状態で、個々の保育 サービスに必要な専門性自体を考えることがで きない。その結果、家庭訪問保育者養成の段階 での質の高い保育者を養成することができな い。したがって、本研究の目的は、家庭訪問保 育における質の高い保育を行うために、保育者 としての専門性を明確にすることである。なお、 これは、一連の研究の中のひとつとして、本論 文においては、子ども・子育て支援法にも含ま れている、「子どもの居宅における保育」を担 う保育者の専門性について考えたい。

Ⅲ 研究方法

本研究においては、子ども・子育て支援法における居宅訪問保育の保育内容及びそれに従事する保育者の要件と民間事業者によってベビーシッターやチャイルドマインダーとして養成されている子どもの家庭において保育を行う保育者の保育業務内容及びその養成カリキュラム等をもとにして、子どもの家庭において保育を行う上で何が求められているのかを検討する。また、保育所保育士との類似点と相違点を含めて、

その保育者としての専門性について分析し、検 1. 家庭訪問保育の分類 討した。

家庭訪問保育をその業務及び対象をもとにし て分類すると図6のようになる。

Ⅳ 分析

図6 家庭訪問保育の分類

対象			業務	特徴	事業者
	一般児	一人 複数	通常保育	一般家庭での保育	民間事業者
		一人複数	訪問型保育 (チャイ ルドマインダー)	一般家庭での保育	民間事業者
		一人複数	在宅型保育 (チャイ ルドマインダー)	準施設型の保育	民間事業者
		一人	一時預かり事業	一般家庭での保育	子ども・子育て支 援事業
		一人	延長保育事業	一般家庭での保育	子ども・子育て支 援事業
乳幼		一人	病児保育事業	一般家庭ので、病児の保育	子ども・子育て支 援事業
児		一人複数	送迎保育	戸外での保育	民間事業者
		一人複数	同行保育	家以外の場所での保護者 もいる保育	民間事業者
	外国籍 児	一人複数	外国の子どもの保育	外国の文化理解が求めら れる保育	民間事業者
	病児・ 病後児	一人複数	病児・病後児保育	医療的知識を必要とする 保育	民間事業者
	障害児	一人複数	障害児保育	障害児の知識を必要とす る保育	民間事業者
	多胎児	複数	多胎児の保育	多胎児の傾向・発達につい ての知識	民間事業者
新生児·乳幼	一般児 及び母 親	複数	産後ケア	新生児の特徴、出産後の母親の特徴、下の子が出来た時の兄姉の心理的特徴についての知識	民間事業者

研究紀要 第39号

児					
•					
母					
親					
小		一人	学童保育	小学生の発達についての	民間事業者
学		複数	丁 里	理解	以向争来有
生		一人	訪問型保育(チャイ	小学生の発達についての	民間事業者
		複数	ルドマインダー)	理解	八川
	ர்க∏	一人	在宅型保育(チャイ	小学生の発達についての	日間古光之
	一般児	複数	ルドマインダー)	理解	民間事業者
		一人	光边但大	戸外での保育	民間事業者
		複数	送迎保育		
		一人	日仁 四大	家以外の場所での保護者	口田本光大
		複数	同行保育	もいる保育	民間事業者
	外国籍	一人	見見のプロシの担本	外国の文化理解が求めら	日間本光本
	児	複数	外国の子どもの保育	れる保育	民間事業者
	病児・	一人	定旧 定然旧归去	医療的知識を必要とする	日間市光本
	病後児	複数	病児・病後児保育	保育	民間事業者
		一人	萨 字旧归去	障害児の知識を必要とす	日間市光本
	障害児	複数	障害児保育	る保育	民間事業者
乳		複数		常設の保育室での準施設	
幼				型保育の知識	
児					
•			グループ保育	臨時の保育室での集団で	民間事業者
小					
学				の一時預かり保育の知識	
生					

保育者の専門性を考えるにあたり、重要な要件は次のとおりである。①対象②業務である。 対象においては、子どもの年齢、子どもの課題や人数においてその専門性が異なり、さらに業務においては、保護者が求めていることからの特徴である。これらのことで分類すると、図6のようになり、多岐にわたる。これ

らのことから、一言で「家庭訪問保育者の専門性」を言えることはできない。研究の目的でも書いたように、「子どもの家庭で行う保育」を担う保育者の専門性について取り上げる。特に、分類の中でも紹介したように、保育の対象は、乳幼児であり、その人数は、一人もしくは複数であり、また、特別な課題を有し

ない子どもを子どもの家庭において一時的も しくは定期的に繰り返して保育する場合につ いて考える。

2. 業務内容の特徴

①保育に適した環境や設備の無い場所に置い て行うこと

これは、保育所や幼稚園、こども園のように、保育に特化された設備や環境を有していない一般家庭でおいて行われる。このことより、安全面への配慮や乳幼児は、「環境を通して学ぶ」ことから、即座に環境を構成する力を必要としている。そして、必要と考えられる教材やおもちゃの準備をしておかなければならない。

②子どもの生活の場で保育をすること

子どもが普段生活をしている居宅であるので、子どもにとってみれば、慣れている分、情緒的に落ち着いていることもある。むしろ保育者の方が不慣れな分だけ、即座に落ち着くことが求められる。

③1対1の保育の場合

日本の施設型集団保育では、保育所保育指針や幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を使用し、その中では、子ども一人ひとりに応じた保育となっている。しかし、その中には、「集団の中での子どもの育ち」「他者との関わりの中での子どもの育ち」があり、集団の中で、個を考えた保育を行い、また、そのように保育者はそのように養成されている。子ども同士の関わりではなく、保育者との1対1での関わりの中で、子どもに教育を行う力を必要としている。

④複数の子どもを同時に保育する場合

複数といえども、同時に複数の子どもを保育することがある。この場合は、施設型集団保育とは異なり、同じ年度内に生まれた子どもや年齢の近い子どもを保育するとは限らない。2,3歳離れた子どもを保育することがあり、2人とは限らず、3人の場合もある。このような場合には、集団としての保育にもならないので、一人ひとりの子どもを同時にみるという力が必要であり、かつ、個別にまたは、一緒に遊ぶという力も求められる。異年齢児の保育の場合は、発達の違いにより、欲求が違っており、安全管理も難しくなるので、個別に保育ができる力が求められる。

⑤ガイドラインを作る

子どもの家庭で保育する場合、特に個別保 育の場合は、保育所保育指針や幼稚園教育要 領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 のような最低基準やガイドラインは作られて いない。原則としては、家庭の教育方針に則 り保育を行うのである。しかし、100%家庭の 教育方針に沿った保育を行うのではない。そ れでいれば、保育における専門職ではなくな る。基本は、家庭の教育方針であるが、それ を基にして、保育として重要なことを入れ込 みながら、一人ずつの子どもに合わせたガイ ドラインを作らなければならない。できるだ け、保護者の意向に沿って保育のガイドライ ンを作っていかなければならないのである。 そのうえで、子どもの発達や性格、興味・関心、 その日の健康状態や機嫌、子どもの課題に合 わせて保育を行っていくような柔軟性が求め られる。

(7)一時的な保育の場合

一生に1回の出会いかも知れない。その子の成長発達を長期的にみることはない。しかし、それだからといって、今のことだけを考えていいものではなく、その子の将来にわたってのことを考えて、長期的な視点の中での「今」を充実させることができるような考え方が必要である。

⑧継続的な保育の場合

継続的な保育の場合は、施設型集団保育と 同じように、その子の成長、発達を考えた長 期的なカリキュラムを考えて、毎回計画的に 保育を行っていかなければならない。そして、 施設型集団保育と異なってくるのは、その回 数である。施設型集団保育の場合は、週に5 日間くらい、1回4時間から12時間を越え ることもある。子どもの家庭において行う保 育の場合は、1時間から2時間程度のことも あり、長いと、12時間を越えることもある。 また、週に1回の場合もあれば、7回の場合 もある。したがって、日によって保育の時間 が異なってくるし、頻度もまちまちである。 したがって、そのあたりも考えて、柔軟に計 画を組む能力が求められる。また、施設型集 団保育の場合は、小学校就学前までしか保育 をしないが、子どもの家庭で行う保育の場合 は、子ども・子育て支援法に基づく居宅訪問 型保育を除いては、法律上の年齢制限がない ので、事業者の規定によるが、多くは、小学 校6年生までは保育の対象としている(中学 生の保育を引き受ける事業者もある)。このこ とから、0歳児の時から考えると12年間く らいのスパンで保育を考えていく必要がある。

時間、回数、保育をする期間も様々になり、 場合によっては、施設型集団保育よりも、長 時間一緒に過ごすこともあるので、子どもの 家庭で行う保育者は、長期的視点を持って保 育を組み立てていかなければならない。

Ⅴ 結論

家庭訪問保育と一言に言っても、その保育の対象や業務をする場所、求められるケアについては、多岐にわたるので、一つの専門性でくくることはできないと考える。これまでの民間事業者行うベビーシッターやチャイルドマインダーの業務は、公的な施設型集団保育の隙間を埋めるものであったので、様々なニーズに対して保育サービスを展開してきたからである。保育の質を高めていくためには、マルチプレーヤーとしての保育者ではなく、スペシャリストとしての保育者を養成していかなければならない。そのためにも、専門性を対象となる子どもと求められるケアの質について分けて、確立していく必要がある。

本稿においては、子どもの居宅において、 一人もしくは集団にならない人数、特に異年 齢の特に課題の無い子どもを通常保育すると いう、子ども・子育て支援法が求めている一 つの居宅訪問型保育の保育者に求められる専 門性ついて考察した。また、保育士や幼稚園 教諭、そして保育教諭との共通の専門性を除 いて考えた。その結果として、子どもの家庭 で保育行う保育者の専門性が挙げられる。

①安全管理能力

危険予知を含めて、保育に特化されていな い子どもの家庭において行う保育であるので、

保育を開始する前に安全性を考慮した安全管 理が出来ることである。

②保育的環境整備能力

保育的環境とは、教育と養護を併せた環境 である。保育者は保育に特化されていない子 どもの居宅を保育的に整備することができる ことである。

③環境適応能力

保育を行う場所が、子どもにより変わるので、その環境に素早く適応できる能力が必要になる。

④判断能力

個別保育なので、その日の子どもに合わせた保育を行わなければならない。そのためには、子どもの発達や性格、その日の健康状態を素早く判断できる能力が求められている。これは、最初の保育の時から必要な能力である。また、複数の子どもを一緒に保育する場合もある。この場合も全ての子どもの発達や性格、その日の健康状態、興味関心を見極めて、子どもの欲求を適切に判断する力が求められている。

⑤計画力

子どもの家庭において行う保育の場合は、 事前に計画を立てられるのは、その日の時間 と子どもの一日の生活の流れに沿ってのみに なる。保育当日は、その日の子どもの体調な どにも大きく左右される。事前に保護者に家 庭での教育方針を聞いておくが、それ以外に も保護者の要望も知っておかなければならな い。前日までの情報と当日の子どもの情報と を併せて、訪問してから、保育を始めるまで にその日の保育の計画を立てなければならな い。ただし、子どもの様子は変わるので、それに合わせた柔軟性を持ち合わせなければならない。

このような施設型集団保育では求められていない保育者の能力、専門性が求められていると考えるので、これらの専門性を考慮した子どもの家庭において保育を行う保育者の養成が求められるのである。

i 公益社団法人全国保育サービス協会監修「家 庭訪問保育の理論と実際」 2016 中央法規出 版 pp. 5

ii 同上

iii ヒューマンアカデミーホームページ http://haa.athuman.com/academy/child/course/detail/10051101.asp?code=041039

iv 新保育学会ホームページ http://www.shinhoiku.com/s22 risyukyozai.html